

# 市民病院 の未来④



市民の皆さんの命を守る最も大切な施設「島田市民病院」の建て替えについては、さまざまな意見を頂きながら、最善の方法を検討しています。今回は「何故、今、建て替えなのか？」について、財政的な視点から詳しくお伝えするとともに、新病院建設地検討委員会での検討経過についてもお知らせします。

◎ 政策推進課 ☎ 36-7191

## 新病院建設Q&A

**Q** 借金（起債）で建て替えたら、財政負担が重くなるのでは？

**A** 旧島田市と旧金谷町が合併して以来、市では新市建設計画に基づいて、新市の建設に必要な事業を実施してきました。

旧金谷町との合併は平成17年5月でしたが、特例で平成16年度末までに合併したものととして、扱われています。平成16年度までに合併した市町については、合併特例法により新市建設計画の事業を行う場合、財政上の特例制度「合併特例債」が認められており、新市建設計画の事業を借金して（合併特例債を借りて）行う場合は、その返済に充てるお金の70%が、国の交付金（地方交付税）として措置されることになっています。

例えば、借金をして100億円の施設を建設する場合、国が70億円を交付金として措置する可能性があり、貯金を貯めて建設するよりも、借金をして建設の方が財政的な負担が軽くなる

市民病院の建て替え計画について、広報しまだ1月号では、新病院建設地検討委員会の内容や病院の跡地利用について、2月号では、地震対策と財政的な面について、お知らせしました。

市民病院の建て替えについては、市民の皆さんの関心も非常に高く「どのような病院になるのか？」「財政的な面は大丈夫なの？」などといった声が多く寄せられています。

市では、専門家による委員会である「新病院建設地検討委員会」を設置し、昨年10月から新病院建設候補地（以下、候補地）について、専門的な見地から検討していただいています。委員の皆さんからは、市民病院の未来について、真剣なご意見や厳しい指摘を頂いています。

市民病院は、市民の皆さんの命を守る最も大切な施設です。今回は、「なぜ今、市民病院の建て替えが必要なのか？」について、財政的な視点から、詳しくお伝えするとともに、新病院建設地検討委員会での検討経過についても、お知らせします。

こととなります。

**Q** 特例制度「合併特例債」とは、  
いっても、借金である以上、  
財政状況が悪化しているのでは？

**A** 市の財政状況が健全か否かを示すものとして「実質公債費比率」という指標があります。これは、市が借金の返済などのために使ったお金（実質公債費）が、標準的な収入の規模に対して、どのくらいの割合かを示すもので、私たちの生活に例えるなら「年収に対する毎年のローン返済額の割合」のようなものです。

当市の場合、平成24年3月末現在の比率は10・6%で、国が定めた早期健全化基準（警告ライン25・0%）を大きく下回っています。また、近隣市と比較しても低く、島田市の財政は健全な状態です。

**Q** 新病院の建設費にも「合併特例債」が適用されるの？

**A** 新病院の建設事業は、新市建設計画の中でも重要な事業であり、**移転**などの一定の条件によって特例制度「合併特例債」の活用が可能となる場合があります。

また市では、既に合併特例債を活用してお金を前借りし、新病院の建設にあてる貯金（地域振興基金）を設けています。現在の貯金額は19億3300万円です。合併特例債の

適用により、皆さんの税金約6億円で、20億円近い貯金（基金）ができる、大変有利な特例債です。

**Q** 「合併特例債」は、いつでも適用されるの？

**A** 本市の場合、特例制度「合併特例債」は平成26年度までが適用期間（合併特例期間）でしたが、東日本大震災以降の法律の改正によって、平成31年度まで適用が延長されています。

しかしながら、適用期間が延長されたといっても、国の財政状況などによつては、交付金（地方交付税）が平成27年以降、減額される可能性も予想されるため、可能な限り早めに、必要な事業を実施する必要があります。

とりわけ市民病院は、大規模地震発生時にも決して休むことの出来ない「市民の命を守る特別な施設」であるため、災害に強い新病院の建設は急務です。

**Q** 「合併特例債」を活用した事業は、他にもあるの？

**A** 市ではこれまでにも、この特例制度「合併特例債」を活用して、市民福祉の増進のために、さまざまな施設を整備してきました。

- ◎ 金谷地域交流センター
- ◎ 五和地域交流センター

◎ 初倉地域総合センター「くらら」

◎ 六合公民館「ロクテイ」

◎ 伊太田代温泉「伊太和里の湯」

◎ 老人福祉センター「なごみの里」

◎ スポーツセンター「ローズアリーナ」

◎ こども館・島田図書館

◎ 金谷地区光ファイバー整備事業

また、今後も「合併特例債」を活用して、大津地区に建設する給食センターや防災無線のデジタル化事業などの実施を予定しています。

いずれの事業も、地域住民の皆さんからの強い要望によるもので、安心・安全な市民生活を図る観点からも重要な事業です。

**Q** 有利な制度は「合併特例債」  
だけのの？他にはないの？

**A** 特例制度「合併特例債」の他に、国の交付金（地方交付税）による財政上の特例制度がある借金としては、中山間地域の振興のための「過疎債」と「辺地債」という制度があります。

これは主に、川根地域において実施する事業に適用される制度で、この制度を活用して、次のような事業の実施を予定しています。

- 【過疎債】事業費の7割が国の交付金（地方交付税）です。
- ◎ 川根温泉宿泊施設
- ◎ 川根小学校および体育館
- ◎ 川根図書館

【辺地債】事業費の8割が国の交付金（地方交付税）です。

◎ 千葉公会堂

◎ 伊久身鹿・イノシシ食肉センター

**Q** 新病院建設地検討委員会では、  
どんな意見が出ているの？

**A** 委員会では、新病院建設地決まりに向けて、建設候補地に関する「現状整理、要点の整理、個別項目の検討」などについて話し合われています。まちなかへ医療施設を移転する意義や新病院の目指すべき医療体制についてなど、議論の内容は多岐に渡っています。

また委員会では、市民病院の代表者との意見交換も実施するなど、さまざまな意見を基に、新病院建設地について評価・検討を行っているところです。

**Q** 市民病院の代表者は、  
移転をどのように考えているの？

**A** 平成25年2月18日に開催された「第3回新病院建設地検討委員会」では、市民病院代表者の服部事業管理者および村田病院長との意見交換が行われました。

この中で、委員の「新病院のまちなかへの移転について、どのような意見をお持ちですか？」という問いかけに対し、服部事業管理者と村田病院長は「病院の移転については異論はありません」という意見を述べました。